令和５年度保育料（利用者負担額）について　【2号・3号】

１．保育料算定方法

保育所・認定こども園・幼稚園の保育料は、保護者の住民税（均等割・所得割額）によって算定します。また、年度の途中で住民税の対象年度が変わります。

（令和５年４月～令和５年８月分の保育料：令和４年度の住民税
令和５年９月～令和６年３月分の保育料：令和５年度の住民税）

なお、修正申告等で税額変更の手続きを行った場合は、翌月から保育料が変更になり、追徴になる場合もあります。

２．保育料軽減について

2－1）　保育料の基本条件

【対象：２・３号認定（学年齢 0～2 歳児）】

1. 保育所に入所している児童のうち、最も年齢が高い児童・・・年齢枠の全額
2. 保育所に入所している児童のうち、次に年齢が高い児童・・・年齢枠の半額
3. ３人同時入所の場合は第３子目以降・・・・・・・・・・・・・無料（年齢制限なし）
   ※1～3 は幼稚園に入園している児童も含め、保育料の軽減対象になります。
4. 住民税非課税世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・無料

【対象：２号認定(学年齢 3～5 歳児)】

保育料無償化に伴い、２号認定（保育区分）子どもの利用料は無料です。
給食費（主食費・副食費）は保護者負担のため、園へお支払いください。

【対象：１号認定】

保育料無償化に伴い、１号認定（教育区分）子どもの利用料は無料です。
給食費（主食費・副食費）は保護者負担のため、園へお支払いください。

2－2）熊本県多子世帯子育て支援事業　【　対象：２・３号認定（学年齢 0～2 歳児）　】

１８歳未満の児童を養育しているご家庭の第３子目以降のお子様に限り保育料が無料となる事業です。
※ただし、Ｄ６階層、Ｄ７階層は対象外です。

2－3）その他軽減【対象：２・３号認定（学年齢 0～2 歳児)】

1.　（市町村民税所得割額が 77,101 円未満の母子等）｛C2～D2 階層の一部｝
→保育料を標準時間 7,000 円/短時間 5,000 円とし、第 2 子以降を無料とします。

2.　（市町村民税所得割額が 57,700 円未満の世帯）｛C1～D1 階層の一部｝
→第 2 子を半額、第 3 子以降を無料とします。

※「母子等」とは母子・父子世帯または身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳保持者がおられる世帯です。多子軽減・母子父子軽減・障がい軽減は、対象となる期間のみ適用される軽減です。
※障がい軽減：同居ご家族に、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳等をお持ちの方がいる場合手帳の写しをご提出いただいた翌月から保育料が軽減される場合があります。
※婚姻や障がい軽減対象のご家族の転居等の事由が発生した場合は、軽減の適用がなくなります。

３．副食費の免除について【無償化対象者】

副食費は原則保護者負担ですが、次の方は副食費が免除されます。

1. 年収 360 万円未満相当世帯の子ども
（１号認定：Ｃ階層以下、２号認定：市町村民税所得割額 57,700 円未満｛Ｄ１階層の一部｝及び市町村民税所得割額 77,101 円未満の母子等）
2. １号認定（教育区分）は小学校３年生以下（学年齢８歳以下）の子どもから数えて第３子以降の子
3. ２号認定（保育区分）は年長児以下（学年齢５歳以下）の子どもから数えて第３子以降の子
4. 高校３年生以下の子どもから数えて第３子以降の子
   ※ただし、階層区分Ｄ６・Ｄ７階層以外の世帯の２号認定の子に限ります。

令和５年度　保育料（利用者負担額）基準額表

単価：円

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分				利用者負担額（月額）			
				保育必要量の認定区分			
階層区分	定義			0･1･2 歳児（3号）		3･4･5 歳児（2号）	
				標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0円	0円	0円	0円
B	Ａ階層を除き、当該年度の４月分から８月分までの利用者負担額の算定にあっては前年度分の、当該年度の９月分から３月分までの利用者負担額の算定にあっては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	母子等	0円	0円	0円	0円
			一般	0円	0円	0円	0円
C1		市町村民税均等割課税世帯	母子等	6,000円	4,000円	0円	0円
			一般	13,000円	9,000円	0円	0円
C2		市町村民税所得割課税額40,000円未満	母子等	7,000円	5,000円	0円	0円
			一般	15,000円	11,000円	0円	0円
C3		市町村民税所得割課税額40,000円以上48,600円未満		18,000円（7,000円）	13,000円（5,000円）	0円	0円
D1		市町村民税所得割課税額48,600円以上75,000円未満		24,000円（7,000円）	18,000円（5,000円）	0円	0円
D2		市町村民税所得割課税額75,000円以上97,000円未満		28,000円（7,000円）	21,000円（5,000円）	[illegible]	0円
D3		市町村民税所得割課税額97,000円以上140,000円未満		32,000円	24,000円	0円	[illegible]
D4		市町村民税所得割課税額140,000円以上169,000円未満		34,000円	25,000円	0円	0円
D5		市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満		36,000円	27,000円	0円	0円
D6		市町村民税所得割課税額301,000円以上397,000円未満		40,000円	30,000円	0円	0円
D7		市町村民税所得割課税額397,000円以上		40,000円	30,000円	0円	0円

色付部は副食費が免除されます。

市町村民税所得割課税額57,700円未満

カッコ内の保育料は C3～D2 階層の一部（市町村民税所得割課税額 77,101 円未満）の方が対象です。

注１　各保育料表の年齢は、学年齢です。
　　例）年度途中に満３歳（２号）になっても、学年齢２歳（３号）の料金となります。

注２　市民税額は、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）を控除する前の税額で算定します。

注３　認定こども園の保育料の決定は市が行いますが、支払い先は、各園です。

注４　園によっては、別途絵本代などの実費徴収がある場合もあります。

注５　住所変更及び婚姻・離婚等により家庭の状況に変更が生じた場合は、速やかに担当課へ届け出をしてください。

注６　住所が同じ祖父母が家計の主たる者と判断される場合（保護者の総収入額が 150 万未満の場合）その方の課税額を含め算定を行います

お問合せ先（担当課）
菊池市役所　子育て支援課　0968-25-7214　旭志支所　市民生活課　0968-25-3331
七城支所　市民生活課　0968-25-1060　泗水支所　市民生活課　0968-25-2150